

弘前大学附属図書館医学部分館運営委員会内規

(設 置)

第1条 弘前大学附属図書館医学部分館（以下「分館」という。） 運営のための重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 分館の管理運営に関する重要事項
- (2) 分館の図書に関する重要事項
- (3) その他分館に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属図書館医学部分館長（以下「分館長」という。）
- (2) 大学院医学研究科図書委員会から選出された者 3名
- (3) 大学院保健学研究科図書委員会から選出された者 3名

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、分館長をもって充てる。

2 分館長に事故があるときは、あらかじめ分館長の指名した委員が議長の職務を代理とする。

(委員の任期)

第5条 第3条第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第6条 委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 委員長が開催の必要があると認めたとき。
- (2) 委員から開催の申出があったとき。

(会議の成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(議 決)

第8条 会議の議決は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理)

第9条 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、当該委員が出身母体のうちから代理者を指名して出席させることができる。

(委員以外の出席)

第10条 委員会が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(研究科図書委員会)

第11条 第2条に定める各事項について、大学院医学研究科及び大学院保健学研究科における個別の事項を具体的に審議するため、大学院医学研究科図書委員会及び大学院保健学研究科図書委員会（以下「研究科図書委員会」という。）を置く。

2 研究科図書委員会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、附属図書館医学情報グループにおいて処理する。

(要項の改廃)

第13条 この内規の改廃については、委員会の議を経て、附属図書館運営委員会において承認する。

(その他)

第14条 この内規に定めるもののほか、分館の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年5月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。